

事例検討・事例報告会

# 実施要項

第2版

2025年8月6日

大阪府作業療法士会

学術局



一社)大阪府作業療法士会 学術局  
現職者共通研修「事例報告」「事例検討」実施要綱

一社)日本作業療法士協会の新人教育プログラム「現職者共通研修」の10テーマの中に、「事例検討」、「事例報告」があります。本研修は、一社)日本作業療法士協会「現職者共通研修・現職者選択研修 研修シラバス・運用マニュアル 第4.0版」に沿って、各都道府県作業療法士会にて企画・運用を行うよう位置づけられています。一社)大阪府作業療法士会では、「事例検討」、「事例報告」研修はブロック単位で行われており、状況にバラツキがみられることから、一定の水準を満たすため、マニュアルの確認と統一運用に取り組みたいと考えます。以下、協会が定めている運用マニュアルの一部抜粋です。

● 現職者共通研修「9)事例検討」は、以下のいずれかの履修方法があります。

- 1) 都道府県士会が開催する「現職者共通研修事例検討・報告会」に参加する。
- 2) 協会・士会の主催・共催する事例報告検討・報告会(90分以上)に参加する。
  - ・各報告会では基礎研修修了者以上がファシリテーターを務めることを原則とする。
  - ・上記2)は、平成30年4月1日以降に開催された事例検討・報告会に限る。
  - ・上記2)による申請は、参加を証明する資料を都道府県士会担当部署(者)へ提出する。
  - ・質問の機会を持つことを強く推奨する。

● 現職者共通研修「10)事例報告」は、以下のいずれかの履修方法があります。

- 1) 都道府県士会が開催する「現職者共通研修事例検討・報告会」にて筆頭発表する。
- 2) 協会学術部事例報告登録制度に登録する。
- 3) 協会主催の学会および審査のある都道府県士会の学会等で事例研究として筆頭発表する。
- 4) 都道府県士会が、現職者共通研修事例報告に適した事例検討・報告会を実施していると承認したSIG(他団体の学術集会等における事例発表も含む)にて筆頭発表する。
- 5) 認定作業療法士あるいは基礎研修修了者が指導する施設団体等で行われる事例検討・報告会にて筆頭発表する。
- 6) MTDLP 実践者研修における事例検討会で事例発表する。この事例発表の基準は、MTDLP 事例検討会運営基準(MTDLP 研修制度 研修シラバス参照)に基づくものとする(ただし、読み替える場合はファシリテーターが生涯教育制度基礎研修修了者以上である場合に限る)。
  - ・各事例検討・報告会では基礎研修修了者以上がファシリテーターを務めることを原則とする。
  - ・事例報告の運用に関しては、個人情報に十分配慮する。
  - ・協会学術部事例報告登録制度への登録による申請は、公開中と表示される画面をプリントアウトし、都道府県士会担当部署(者)へ提出する。
  - ・上記3)4)による申請は、発表を証明する資料を都道府県士会担当部署(者)へ提出する。
  - ・上記5)6)による申請は、「事例報告履修申請書」に必要事項を記入し、都道府県士会担当部署(者)へ提出する。
  - ・都道府県担当部署(者)は、上記の申請書等を確認し、受講記録の確認印を押印する。
  - ・発表報告する事例は、報告者自身が担当し、作業療法の評価・実践を行った1事例(シングルケース)とする。

上記を参考に、「現職者共通研修 事例検討・報告会」実施要項を定めます。

一社)大阪府作業療法士会  
「現職者共通研修事例検討・報告会」開催マニュアル

- 1) 「現職者共通研修事例検討・報告会」は、各ブロックで開催する。
- 2) 発表者および検討者は、現職者共通研修の「事例報告」「事例研究」に関する講義を受講し、学習目標を明確にしておくことが推奨される。
- 3) 「現職者共通研修事例検討・報告会」は、座長の進行の下に開催することとする。
- 4) 「事例報告」：Single Case Study として、発表を行うものである。
- 5) 「事例検討」：事例報告者に対して質問を行うものである。
- 6) 発表時間は、質疑応答を入れて 15 分以上（発表 10 分、質疑 5 分以上）とする。
- 7) 発表用事例報告書は、一社)日本作業療法士協会の定める「臨床実践報告書」もしくは関連学会演題登録応募内容を参考に作成する（下記 URL より内容確認）。パワーポイント資料のままでは不可とする（事例報告書とは言えないため）。
- 8) 発表同意書は不要だが、口頭での承諾、個人が特定できない等、倫理的事項に十分配慮する。また、所属組織の規定にも準ずること。
- 9) なるべく職場の先輩等に依頼して、相談・指導を受けるように促す。
- 10) ブロック全体でサポートを行い、一社)日本作業療法士協会「臨床実践報告書」の提出もしくは関連学会での演題登録を勧める。

報告書参考例：

1. 臨床実践報告書

[https://www.jaot.or.jp/continuing\\_education/rinshoujissenhokokusyo/](https://www.jaot.or.jp/continuing_education/rinshoujissenhokokusyo/)

2. 関連学会（日本作業療法学会、アジア太平洋作業療法学会等）演題登録応募内容

[https://www.jaot.or.jp/congress\\_steering/](https://www.jaot.or.jp/congress_steering/)

3. 事例報告書記載内容例

※ 本例は字数を含め、必ずしも規定するものではありません。

あくまで参考例としてご活用ください。

【報告の目的】（200 字以内で入力してください）

事例報告の目的を述べてください。例えば、「機能障害あるいは遂行能力の改善に働きかけて効果がみられたので、その介入方法を報告する・・・」、「作業活動をする経験が対象者の生活に意味ある変化をもたらしたので、その経過を報告する・・・」、「環境調整によって社会参加の機会が増したので、その方法を紹介する・・・」などです。報告の目的にそって論点を絞り、介入が長期にわたる事例の場合はある一定期間に限定して報告する、種々の問題に介入した場合は標的問題を中心に報告する、などの工夫をしてください。

【事例紹介】（400-600 字を目安に入力してください）

年齢、疾患名、既往歴、現病歴、作業療法の対象となるまでの経緯、社会的背景など、本事例の作業療法方針に関連する個人因子と環境因子について述べてください。

【作業療法評価】（600-800 字を目安に入力してください）

対象者の標的問題を中心とした評価（問題点、潜在能力、経過予測）を述べ、介入前の障害像、特に報

告の目的に関わる主要な問題点を呈示してください。観察評価を中心におこなった場合には、観察の視点、観察された事実情報を具体的に記述してください。

**【介入の基本方針】**（200 字以内で入力してください）

作業療法介入の基本方針について、目標あるいは目的達成のために、どのような方針で作業療法を進めたのかを具体的に述べてください。いくつかの基本方針を順次進める場合と、同時進行させる場合とがありますが、いずれも基本方針が複数にわたる場合にはわかりやすい記述に努めてください。介入にあたり作業療法の実践モデルがある場合には、モデルや理論の名称を記載してください。

**【作業療法実施計画】**（600 字以内で入力してください）

作業活動（実施課題）、実施形態（個別、集団、訪問など）、実施頻度（1 回時間、週あたり回数など）、実施期間など、作業療法士が「何を手段として」「どのように」関わったのかがわかるように記述してください。また、作業療法に用いた作業活動（課題）の選択理由、利用・活用方法、指導・援助の方法など、目的達成のためにどのような意図をもって作業療法を実施したのかがわかるように述べてください。

**【介入経過】**（800-1000 字を目安に入力してください）

ここで必要な内容は「どのような経過」をたどったのか、ということです。経過が長い、あるいは介入項目が多い場合は、期間をいくつかの「期」に分け、介入項目ごとに整理するなどして聴講者に伝わりやすい表現を工夫してください。対象者に変化を与えたと思われる主要な介入方法は詳細に述べ、聴講者が追試を試みようとするときに役立つ情報を提供してください。プログラムの変更があった場合にはその理由を述べ、予期せぬ変化等についても記述してください。

**【結果】**（500-700 字を目安に入力してください）

介入によって得られた評価指標（数値）の変化、あるいは作業療法の介入によって生じた対象者の生活（行動）上の変化などを具体的に記述してください。

**【考察】**（700 字以内で入力してください）

「結果」で述べた対象者の変化に関する解釈を記述してください。作業療法介入は対象者の標的問題にどのような変化（効果）をもたらしたのか、あるいはもたらさなかったのか、そしてそれらはどのような理由に依るものか等を、利用した評価指標の変化との関連から考察してください。そして、今回実践した作業療法は、対象者の生活にどのような変化をもたらしたのか、対象者にとっての意味や価値という視点、活動や参加、生活の質といった視点についても可能な限り考察してください。

2019 年 7 月 10 日制定

2025 年 8 月 6 日改訂